

小山地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

注: 本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
奥州市	令和3年2月26日	令和7年3月5日
対象地区名(地区内の集落名)		
胆沢小山地域		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	2,885.39	ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	2,125.98	ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	103.12	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	47.65	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計		ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1,216.01	ha
(備考)		

- 注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

地域内の高齢化、担い手不足(後継者不足)。 基盤整備未整備地域では、田の悪条件による遊休農地の増加。 基盤整備済の地域では、新たな課題として法人組織等の資金不足や初期投資した設備の老朽化。 基盤整備に伴い、施設用地の不足が課題となっており、さらには既存設備、施設では需要に対応できていない。 鳥獣被害(特にもイノシシ被害)の増加。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地域内には、基盤整備済地区、工事施行中地区、計画中地区があり、それぞれで方針は異なるが、どの地域も農業者の高齢化・担い手不足の課題は共通している。今後の方針として、中心経営体(法人、担い手等)への集約が解決策と考えられる。 農業に関わる人だけではなく、非農家も取り込んだ地域・集落全体での取り組みを行うなど、地域環境保全の観点からも様々な人の関わりをもって農業を推進していく必要がある。また、定年帰農者や新規就農者を積極的に受け入れる体制づくりを行う。
基盤整備済の地域においては、法人への農地集積が進んでおり、法人がカバーできない農地等については地域の中心経営体が担っていく。また、法人内の高齢化、人材不足も課題となっており法人の合併も視野に入れ集約を進めていく。
基盤整備中の地域においては、集落営農組織の法人設立を進め、中心経営体としての位置づけを行い地域の農地集約を行う。
基盤整備未整備及び計画中の地域においては、既存の集落営農組織や中心経営体に位置付けられている担い手等に集約していく。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地中間管理機構の活用	中心経営体への集積を進めるにあたり、農地中間管理機構や基盤強化法の利用権の設定等を活用する。集落営農組織の法人化を進めている地域では、中間管理機構を活用することにより事務の省力化を図る。
(2) 基盤整備への取組	当地域内には基盤整備実施済、施行中、計画中、未実施地域と現状が異なっており、未実施、計画中の地域においては早期事業採択及び工事完成を目指し推進していく。 基盤整備要件が困難な地域に関しては、簡易的な整備等を検討推進する。 基盤整備を行ったことにより、規模の拡大・生産量の増加にはつながっているが、それらを受け入れる既存施設・設備が不足している。基盤整備と併せて施設用地の確保、設備の拡大を図る。
(3) 耕畜連携への取組	畜産農家から耕種農家への堆肥の供給や、転作田での飼料作物等の生産など、地域内で耕畜連携への取組を行う。
(4) 新規・特産化作物の導入	地域推奨の大豆、ピーマン等の土地利用型作物に取り組む。法人規模によっては、新たな設備投資等により経営を圧迫しないよう慎重に導入を検討する。
(5) 耕作放棄地の解消・再生利用	基盤整備を推進することで耕作放棄地等を取り込み、解消に向ける。また定期的なパトロール等を行い、未然に防止できるよう地域のつながりをもとに情報収集を行う。
(6) 鳥獣被害防止対策への取組	被害防止、拡大防止に向けた捕獲体制づくりの検討を行う。

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	135 人	25 法人
② 認定新規就農者	12 人	法人
③ 集落営農組織	6 組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	4 人	法人

基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	1,843.70 ha	2,885.39 ha	64 %
今後	3,059.71 ha	2,885.39 ha	106 %